

## 各府省の意見・質問とそれに対する回答

## 《目次》

		ページ
No.1～17	総務省	1
No.18～20	総務省消防庁	5
No.21	文部科学省	6
No.22・23	厚生労働省	7
No.24～32	国土交通省	7
No.33	環境省	10

No.	省庁名	意見・質問	回答
1	総務省	【該当箇所】協定書2ページ 三 特別区の議会の議員の定数等 (二)議会の議員の報酬等 議員の報酬等とは、地方自治法第203条に基づく議員報酬を指すか。	「議員の報酬」には、地方自治法第203条第1項の規定に基づき支給される議員報酬のほか、同条第2項の規定に基づき受けることができる費用の弁償、同条第3項の規定に基づき支給される期末手当を含みます。
2	総務省	【該当箇所】協定書13ページ 六 特別区の設置に伴う財産処分 2. 債務の取扱い(5)債務負担行為の設定 協定書(事務局案)に「全ての特別区は、相互に償還負担金に係る連帯債務を負担する」とあるが、誰に対してどのような債務を生じさせるのか。	大阪府が承継した発行済みの大阪市債の特別区の償還負担金について、それぞれの特別区の負担(人口按分による)について大阪府に債務負担行為を設定するとともに、 <u>特別区が負担するその総額についても特別区共通の債務として、それぞれの特別区が大阪府に対して連帯して債務負担行為を設定することとしています。</u> この仕組みは地方債の共同発行の際の連帯債務に倣っています。
3	総務省	【該当箇所】協定書14ページ 七 大阪市及び大阪府の職員の移管 1. 職員の移管 (一)基本的な考え方 「特別区及び大阪府」とあるのは、別表第3-1にあるとおり「特別区等及び大阪府」ではないか。	・職員は、原則、事務の分担に応じて特別区又は大阪府に引き継ぐため、七1. 職員の移管においては、「特別区等」としておらず、「特別区」としています。 ・別表3-1は、職員の身分の移管先を示したのではなく、特別区の設置後、特別区や一部事務組合、大阪府で実施する事務に応じた職員配置の概要を、法定協議会での議論を踏まえて参考にお示したものであり、特別区及び一部事務組合を指して「特別区等」としております。
4	総務省	【該当箇所】協定書15ページ 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 1. 都区協議会 (一)委員構成 地方自治法施行令第210条の16第2項では、委員は16名で組織するとされ、第3項では、委員は都知事、都知事が補助機関たる職員のうちから指名する者7人、特別区の区長が特別区の区長の中から協議により指名する者8人をもって充てるとされている。 一方、協定書(事務局案)では、「大阪府知事並びに淀川区、北区、中央区、天王寺区の4人の特別区長を基本に、必要に応じて議会の代表者、長の補助機関である職員、学識経験者等を構成員に加える」とされている。学識経験者等を大阪府・特別区協議会(仮称)の構成員とするのはどのような趣旨か。	大阪府・特別区協議会(仮称)の基本的な構成員は知事及び特別区長ですが、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るためには、都区財政調整制度のような財政に関する専門的な知識が必要とされる事項もあり、知事や特別区長の判断により、必要に応じて、地方財政や地方行政に関する専門的な知識を有する者が協議に加わることもできるようにすることが必要と考えられます。このことから、学識経験者等を構成員とすることができることとしました。 なお、指定都市及びこれを包括する都道府県がその事務の処理について必要な協議を行うために設けられる「指定都市都道府県調整会議」においても、必要と認めるときは、学識経験を有する者を構成員として加えることができるとされています(地方自治法第252条の21の2第3項第7号)。
5	総務省	【該当箇所】協定書15ページ 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 1. 都区協議会 (二)協議事項 地方自治法施行令第210条の16第10項では、「協議会に必要な事項は都区協議会が定める」と規定されている。 一方、協定書(事務局案)では「大阪府・特別区協議会(仮称)の処理する事務については、(中略)大阪府知事と特別区の区長の協議により定める」とあるが、大阪府・特別区協議会(仮称)が定めるのではないか。	地方自治法施行令第210条の16第10項の規定に基づき都区協議会が定めることとなるのはご指摘のとおりですが、大阪府・特別区協議会(仮称)においては、都区協議会の構成員について、必要に応じて議会の代表者、執行機関の補助職員、学識経験者等を加えることができるよう求めているところ、そのような任意の構成員として加えることができる者ではなく、都区協議会の基本的な構成員である知事と特別区長の協議により定められる旨を明確にしたものです。
6	総務省	【該当箇所】協定書15ページ 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 1. 都区協議会 (三)協議会の運営 協議会の協議が整わない場合の学識経験者等で構成する第三者機関は、「調停案の指示」をするとされているが、この第三者機関は、法律上どのような位置づけのものか。	地方公共団体相互の間の紛争の処理については自治紛争処理委員の仕組みがあることを踏まえ、第三者機関の法律上の位置づけについては、附属機関などを想定しつつ、今後検討していくこととしています。なお、第三者機関について、地方自治法施行令等の法令の改正を求めるものではありません。

No.	省庁名	意見・質問	回答
7	総務省	<p>【該当箇所】協定書15ページ 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 1. 都区協議会 (三)協議会の運営</p> <p>地方自治法施行令第210条の16第10項では、「協議会に必要な事項は都区協議会が定める」と規定されている。</p> <p>一方、協定書(事務局案)では「協議が整わない場合においては(中略)大阪府知事と特別区の区長の協議により定める」とあるが、大阪府・特別区協議会(仮称)が定めるのではないか。</p>	<p>地方自治法施行令第210条の16第10項の規定に基づき都区協議会が定めることになるのはご指摘のとおりですが、大阪府・特別区協議会(仮称)においては、都区協議会の構成員について、必要に応じて議会の代表者、執行機関の補助職員、学識経験者等を加えることができるよう求めているところ、そのような任意の構成員として加えることができる者ではなく、都区協議会の基本的な構成員である知事と特別区長の協議により定められる旨を明確にしたものです。</p>
8	総務省	<p>【該当箇所】協定書16ページ 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 2. 特別区において共同で処理する事務 (二)全ての特別区を構成団体とする一部事務組合の設置(1)一部事務組合の概要</p> <p>特別区の設置の日において一部事務組合を設けるとあるが、設置の許可は設置の日に受けるのか。</p>	<p>一部事務組合の設置の許可は、特別区の設置の日に受けます。その手続きは、特別区の設置の日の前日までの間にあらかじめ大阪市において一部事務組合にかかる規約の案を検討しておき、それを基に、特別区の設置の日の当日において、特別区の職務執行者(旧大阪市の長であった者)が、専決処分を経て、協議により一部事務組合の規約を定め、知事の許可を得るという一連の手続きを、同日付けで行うことを想定しています。</p>
9	総務省	<p>【該当箇所】協定書17ページ 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 2. 特別区において共同で処理する事務 (三)全ての特別区による機関等の共同設置 (2) 監査委員及び監査委員事務局の共同設置の概要</p> <p>地方自治法第195条では、「普通地方公共団体は監査委員を置く」ことになっているが、監査委員の選任の日までは各特別区に監査委員を置くのか。</p>	<p>特別区の設置の日の前日までの間にあらかじめ大阪市において機関等の共同設置にかかる規約及び監査委員条例の案を検討しておき、それを基に、特別区の設置の日の当日において、特別区の職務執行者(旧大阪市の長であった者)が、専決処分を経て協議により機関等の共同設置の規約を定め知事に届け出るとともに、監査委員条例の専決処分を行うという一連の手続きを、同日付けで行うことを想定しています。</p> <p>監査委員の選任は、市町村合併における行政実例(昭和42年1月10日、自治行第5号 全国都市監査委員会会長都市大阪市監査委員宛行政課長回答)を踏まえ、特別区長及び特別区議会の選挙後に手続きを行います。したがって、特別区長及び特別区議会の選挙が行われるまでの間は、各特別区に監査委員は選任されませんが、事務局については特別区の設置の日から共同設置します。</p>
10	総務省	<p>【該当箇所】協定書19ページ 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 3. 地域自治区 (二)地域自治区の事務所</p> <p>地方公共団体の主たる事務所は、地方自治法第4条第1項に「事務所の位置を定めるときは条例でこれを定めなければならない」とされている。</p> <p>一方、地域自治区の事務所の設置は地方自治法第202条の4第2項に「地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める」とされている。</p> <p>北区の主たる事務所は「北区役所」となり、地域自治区の区役所の名称である「北区役所」が重複するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定協議会の議論において、地方公共団体の主たる事務所の名称を「〇〇区本庁舎」と、地域自治区の事務所を「〇〇区役所」とする旨が提案され、特別区設置協定書(案)の作成に向けた基本的方向性として決定されたところです。</li> <li>・よって、ご質問の北区の場合、特別区の主たる事務所の名称は「北区本庁舎」、地域自治区の事務所の名称は「北区役所」として区別されます。他の特別区(淀川区、中央区、天王寺区)につきましても同様です。</li> <li>・なお、事務所の位置については、北区の場合、「北区本庁舎」の所在地と「北区役所」の所在地は別の位置となります。淀川区、中央区、天王寺区の場合は、「本庁舎」の所在地と「区役所」の所在地は同じ位置となりますが、名称によって区別することとなります。</li> </ul>
11	総務省	<p>【該当箇所】協定書21ページ 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 3. 地域自治区 (三)地域協議会</p> <p>地方自治法第202条の5第2項では「地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する」とされているが、協定書(事務局案)では、「各地域協議会の委員」とされている。地域協議会の構成員ではないのか。</p>	<p>ご指摘のとおり地方自治法上は「地域協議会の構成員」と規定されておりますが、合議制の機関の構成員の呼称として多く用いられている「委員」の表記が分かりやすいと考えられること、法定協議会においても「委員」の名称で議論いただいていたことから、協定書(案)においても「委員」の表記を使用しています。</p>

No.	省庁名	意見・質問	回答
12	総務省	<p>【該当箇所】協定書21ページ 八 その他特別区の設置に関し必要な事項 4. 町の名称</p> <p>地方自治法第260条第1項では、「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない」とこととされているが、協定書(事務局案)では「町の名称の取扱いについては(中略)大阪市長が定める」とこととされている。大阪市長は町の名称案を定めるという意味か。</p>	<p>町の名称を定めるには、地方自治法第260条において、当該市町村議会の議決が必要とされているが、今般、設置をめざしている特別区の場合、その設置の日に特別区長及び区議会が存在しないため、同法179条に基づき、特別区長の職務執行者(大阪市長であった者)が専決処分することを想定している。</p> <p>なお、その際には、住民投票後の特別区設置準備期間中に、住民からの意見聴取や、大阪市の議会への報告・議論といった手順を経て、特別区の設置の日の前の日までの間に大阪市長が定めた町の名称案をもとに、決定することを想定している。</p>
13	総務省	<p>別表1の5「10.住民生活」の「住基ネットワークシステム運用管理事務」は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の6第2項等法令の規定に基づき行われる事務であり、「任意事務」ではなく「法令事務」ではないでしょうか。</p> <p>別表第1の5「10.住民生活」の「公的個人認証サービス事務にかかるシステム運用管理事務」は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第5項等に基づき行われる事務であり、「任意事務」ではなく「法令事務」ではないでしょうか。</p>	<p>「住基ネットワークシステム運用管理事務」及び「公的個人認証サービス事務にかかるシステム運用管理事務」は、情報システムの運営管理にかかる事務ですが、システム運営管理事務については法令の規定がありませんので、任意事務としています。</p> <p>なお、法令に基づく、住民基本台帳及び公的個人認証サービスに関する事務については、「05(参考)特別区／大阪府・事務分担(案)」の「10.住民生活」の「6.窓口サービスに関する事務」のNo.41『住民基本台帳事務』及びNo.53『公的個人認証サービス事務』にそれぞれ記載していますが、一般市権限の法令事務ですので、別表1-1から1-5には記載がありません。(別表に記載するまでもなく、法令により特別区の事務として行うものです。)</p>
14	総務省	<p>(該当の記述)</p> <p>4. 町の名称</p> <p>町の名称の取扱いについては、地域の歴史などを考慮し、特別区の設置の日の前の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めることとする。</p> <p>&lt;①住居表示に関する法律第4条との関係性&gt;</p> <p>住居表示に係る街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項(以下「住居表示の手続等」という。)は、市町村(特別区を含む。)の条例で定めることとされている(住居表示に関する法律第4条)。したがって、各特別区における住居表示の手続等については、各特別区が条例において定めることとなるが、協定書(案)では「町の名称の取扱いについては、…大阪市長が定める」とこととされているところ、「町の名称の取扱い」には住居表示の手続等は含まれないということか。</p> <p>&lt;②住居表示に関する法律第5条の2第1項及び第2項との関係性&gt;</p> <p>市町村長が住居表示の実施のため、町又は字の名称の変更を行う場合には、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を経るとともに、あらかじめ、その案を公示し、案の変更の請求の提出を行う期間を30日間確保しなければならないこととされている(住居表示に関する法律第5条の2第1項及び第2項)。</p> <p>したがって、協定書(案)における「町の名称の取扱いについては、…大阪市長が定める」との記述が町の名称を大阪市長が定めるとの意味であり、かつ、町の名称を定めるに当たり住居表示を実施する場合には、上記公示等の手続をとらなければならないことに御留意いただきたい。</p>	<p>①について</p> <p>町の名称を定めるには、地方自治法第260条において、当該市町村議会の議決が必要とされているが、今般、設置をめざしている特別区の場合、その設置の日に特別区長及び区議会が存在しないため、同法179条に基づき、特別区長の職務執行者(大阪市長であった者)が専決処分することを想定している。</p> <p>なお、大阪市では住居表示を市全域で実施済みであり、特別区設置時点における住居表示の手続等については、大阪市の条例又は規則が引き続き特別区において適用されることを想定している。</p> <p>②について 住民制度課と調整中</p>

No.	省庁名	意見・質問	回答
15	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書(案)別表3-2 特別区の組織機構において、公平委員会を設置することであるが、地方公務員法第7条第2項により、特別区は人事委員会又は公平委員会の選択設置とされているところ、公平委員会を設置する理由をご教示願いたい。(移行後、職員の給与、勤務条件等の措置はどのように確保していくのか)</li> <li>・協定書別表1の5①12自治体運営のうち、事務区分番号3人事委員会の事務の名称欄記載の「公平委員会設置時首長」とは、「公平委員会を設置している区は首長が行う」という理解でよいか。</li> <li>・人事院の給与勧告の基礎となる「民間給与実態調査(人事委員会と共同調査)」について、公平委員会の設置によっても、大阪市域内の調査対象が除外されることのないという理解でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な行政を担う特別区では、職員の勤務条件等はそれぞれの首長のガバナンスで決定していくことが望ましいとの考え方から、各特別区に公平委員会を設置する案を特別区設置協議会に諮り、決定したものです。</li> <li>各特別区における職員の給与、勤務条件等については、他の公平委員会を設置する市町村と同様に、国とその他団体との均衡を考慮し対応します。</li> <li>・「公平委員会設置時首長」という記載は、公平委員会設置後には特別区長の権限となる事務である意味で記載しています。</li> <li>・「民間給与実態調査」については、人事院と関係自治体の人事委員会が共同で実施しているものであり、特別区になっても、現大阪市域の調査対象が除外されることはないと考えております。</li> </ul>
16	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定書(事務局案)において、「特別区の職員となった者は大阪市職員共済組合の権利義務を承継する地方公務員共済組合の組合員となることとする」とあるが、ここにいう「地方公務員共済組合」とは、新たに設置される特別区の職員のみを組合員とする地方公務員共済組合ではなく、既に存在している大阪府市町村職員共済組合のことであるという理解でよろしいか。</li> <li>・ そのような理解でよろしい場合、地方公務員等共済組合法(以下「地共済法」という。)について、以下2点の改正が必要になる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大阪府職員は地方職員共済組合、特別区職員は大阪府市町村職員共済組合の組合員とする改正</li> <li>② 大阪市職員共済組合が解散し、その権利義務等を地方職員共済組合と大阪府市町村職員共済組合に承継する改正</li> </ol> </li> <li>・ 具体的には、①地共済法第3条の組合設立に関する規定の整理と、②指定都市職員共済組合である大阪市職員共済組合の解散に伴う権利義務等の承継に関する法的手当(※)が必要になることから、関係共済組合間の協議に加え、あらかじめ総務大臣に法令改正の事前協議が行われるものと理解してよいか。 ※ 現行の地共済法では、都市職員共済組合の解散規定のみ定められているところ。(地共済法附則第37条、地共済法施行令附則第51条、第52条等)</li> <li>・ 上記のような考え方で整理した場合、制度移行後の大阪府(大阪都)と特別区間で人事異動があった場合は、共済組合も異動することとなることにご留意いただきたい。</li> <li>・ なお、地方職員共済組合及び大阪府市町村職員共済組合に新たに参加することとなる組合員数の規模によっては、それぞれの組合の保険財政に影響を及ぼす可能性があるため、関係共済組合間において十分に調整を行っていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込みのとおり、協定書(案)にある「特別区の職員となった者は大阪市職員共済組合の権利義務を承継する地方公務員共済組合の組合員となることとする」の「地方公務員共済組合」とは、既に存在している大阪府市町村職員共済組合を指しています。</li> <li>・よって、ご質問の法令改正に係る事前協議については、設置準備期間中に適宜調整させていただきます。</li> </ul>

No.	省庁名	意見・質問	回答
17	総務省	<p>協定書案の五2. (四)に基づき加算する額については、(三)と同様、「(一)第二段落のただし書に基づき特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額」であることから、その趣旨を明確にする観点から、以下のとおり修正してはどうか。</p> <p><b>【協定書案】</b>  (四)特別区財政調整交付金の総額の特例  特別区の設置初期において住民サービスのより安定的な提供を図る観点から、特別区の設置の日が属する年度の翌年度から10年の各年度における特別区財政調整交付金の総額は、(一)の規定にかかわらず、同規定による額に20億円を加算した額とし、大阪府の条例でこれを定める。</p> <p><b>【修正案】</b>  (四)特別区財政調整交付金の総額の特例  特別区の設置初期において住民サービスのより安定的な提供を図る観点から、特別区の設置の日が属する年度の翌年度から10年の各年度においては、(一)第二段落のただし書に基づき特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、(三)の規定による額に20億円を加算した額とする。</p>	<p>ご提案の観点を踏まえ、修正案に沿った文言の見直しを行います。</p>
18	総務省消防庁	<p>(特別区設置協定書(事務局案) 別表3-3 大阪府の組織機構について)  消防事務を担う組織について、水道局や下水道局など、他の移管される組織と異なり、「局」を用いず「消防庁」とする理由如何。</p>	<p>・大都市地域における特別区の設置に関する法律第10条により、特別区を包括する道府県は都とみなされることから、特別区設置後の大阪府の組織機構については、東京都の組織も参考に検討し、広域機能一元化後、新しい大阪府庁となることを組織の名称でも表現しております。</p>
19	総務省消防庁	<p>協定書別表第1-5中、「全国瞬時警報システム」に係る記載について「(LGWAN)」や「(J-ALERT)」との記載があるが正しくは「(Jアラート)」ではないか。また、「人工衛星を用いて」という記載に関し、地上回線も併せて用いるため、正しくは「人工衛星等を用いて」ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>

No.	省庁名	意見・質問	回答
20	総務省消防庁	<p>大阪市の特別職の非常勤職員である消防団員(大阪市消防局災害活動支援隊員)の特別区設置後の取扱をどのように考えているのか。</p> <p>【参照条文】  消防組織法(昭和22年法律第226号)  (特別区の消防に関する責任)  第26条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第6条に規定する責任を有する。  (特別区の消防の管理及び消防長の任命)  第27条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。  2 略  (特別区の消防への準用)  第28条 前2条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。</p>	<p>現在、大阪市では、消防局のもとに機能別消防団として災害活動支援隊を設置していますが、特別区設置後は、知事が特別区部の消防事務を管理することとなりますので、大阪府の消防庁(仮称)のもとに設置します。その際に、消防団員(災害活動支援隊員)は、大阪府の特別職の非常勤職員となります。</p>
21	文部科学省	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条の条例による事務処理の特例を用い、県費負担教職員の研修に関する事務の一部を移譲する場合、当該自治体には教職員研修に関する一定の体制が整備されると考えられることから、免許法認定講習及び免許状更新講習の開設者としての資格を認められるものとするが、御提示の移譲する事務の一覧には免許状更新講習の開設が含まれていないため、その考え方について教授いただきたい。</p> <p>○別表1-3において影響がある事項  (免許法認定講習に関する事項)  ・教職職員免許法第7条第1項 学力に関する証明書の発行  ・同法施行規則第36条第1項第2号 免許法認定講習の開設  ・同法施行規則第39条第1項 免許法認定講習申請書の事前提出  ・同法施行規則第40条 免許法認定講習の変更に係る届出  ・同法施行規則第42条 免許法認定講習の実施報告等  ・同法施行規則第76条第1項 単位修得原簿等の保存</p> <p>(免許法認定講習に関する事項)(現在未記載)  ・免許状更新講習規則第1条第2号 免許状更新講習の開設  ・同規則第2条 免許状更新講習申請書の事前提出  ・同規則第3条 免許状更新講習の変更に係る届出  ・同規則第7条第3項 免許状更新講習の運営状況等の報告</p>	<p>現在、大阪市では免許状更新講習を開設していないため、特別区での実施は考えていません。</p>

No.	省庁名	意見・質問	回答
22	厚生労働省	<p>&lt;自立支援医療費(精神通院医療に限る)・措置入院費等について&gt;            大阪市が特別区に移行した場合、指定都市ではなくなると思うが、都道府県及び指定都市を対象としている補助金等(※1)や費用負担(※2)については、東京都のように、大阪府が補助対象や費用負担の対象になるということで良いか。</p> <p>※1: 障害者医療費負担金(精神通院医療に限る)・精神障害者措置入院費負担金等の交付要綱においては、都道府県・指定都市を補助対象としており、特別区を補助対象としていない。(別添1, 2参照【注: 添付省略】)</p> <p>※2: 法令(※3参照)の国の費用負担の規定においては、都道府県・指定都市を費用負担の対象としており、特別区を費用負担の対象としていない。</p> <p>※3: 障害者総合支援法第93条、第94条、第95条            精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、30条</p>	<p>●自立支援医療(精神通院医療)の申請受理等は特別区が行い、自立支援医療費(精神通院医療に限る)・措置入院に係る事務については大阪府の事務分担としています。</p> <p>お見込みのとおり、当該事務の補助対象や経費負担は大阪府になり、特別区の事務の執行には支障はありません。</p>
23	厚生労働省	<p>項目として・助産所の開設等、保健師助産師看護師に関する医療行政(医療法に係る相談等)、准看護師の資格管理・試験 といった項目がありません。業務としては実施されるということでしょうか。確認させていただきたい。</p>	<p>●助産所の開設等について            お見込みのとおり、医療法第7条等にもとづき特別区が事務を行います。            なお、当該特別区の権限が法令に定められているものにつきましては、あらためて別表には記載していません。</p> <p>●保健師助産師看護師に関する医療行政(医療法に係る相談等)について            保健師、助産師、看護師の免許申請の受付事務については、現在、大阪市では大阪府からの委託を受け經由事務として行っていますが、当該事務は引き続き特別区が行いますので、その事務にかかる相談等も特別区で対応します。            また、医療機関への各種許可、届出及び指導監督事務につきましても、現在の大阪市と同様に特別区が行うことにしますので、医療にかかる各種相談等には特別区で対応します。</p> <p>●准看護師の資格管理・試験について            当該事務については、都道府県権限の事務であり、かつては大阪府が行っていましたが、平成25年4月から関西広域連合で行っており、特別区設置後も引き続き関西広域連合で行います。</p>
24	国土交通省	<p>エクセルファイル「08(参考)特別区／大阪府・事務分担(案)」の「事務分担(案)凡例」シート、「Ⅱ. 事務分担(案)」下から3行目の「広域」の説明における「新たな広域自治体」とは何か。</p>	<p>ご指摘の「新たな広域自治体」は、大阪府を指します。</p>
25	国土交通省	<p>エクセルファイル「05協定書別表1の5②(事務局案)」のGHI列の事務分担案欄のG列にある「大阪府」と、エクセルファイル「08(参考)特別区／大阪府・事務分担(案)」の「9. 都市基盤整備」シートのNOP列の事務分担案欄のN列にある「広域」は事務の分担の主体として何が異なるのか。</p>	<p>ご指摘の「大阪府」と「広域」に差異はなく、いずれも大阪府を指します。</p>



No.	省庁名	意見・質問	回答
26	国土交通省	<p>エクセルファイル「08(参考)特別区／大阪府・事務分担(案)」9. 都市基盤整備」シートNo.156～163、168の事務の以下について示されたい。</p> <p>①河川法第9条第2項及び同法施行令第2条に基づき行う事務はどれか。  ②河川法第9条第5項及び同法施行令第2条に基づき行う事務はどれか。  ③河川法第10条に基づき行う事務はどれか。</p>	<p>①「河川法第9条第2項及び同法施行令第2条に基づき行う事務」として、大阪府が行う事務  No.156、157、158、160、161、162、163</p> <p>②「河川法第9条第5項及び同法施行令第2条に基づき行う事務」は政令市が河川管理者として行う事務であり、特別区設置後は該当する事務はありません。なお、現行、No.158、160、161、168は、大阪市(河川管理者)において法9条5項に基づき実施している事務です。</p> <p>③河川法第10条に基づき行う事務はどれか。  ・大阪市内においては二級河川はありません。</p> <p>(参考)159【国有財産法】、168【河川法第16条の3】</p>
27	国土交通省	<p>エクセルファイル「08(参考)特別区／大阪府・事務分担(案)」9. 都市基盤整備」シートNo.159考え方欄の「河川管理者(広域)」とは何か。またNo.156、157等の考え方欄の「広域」と何が異なるのか。</p>	<p>ご指摘のNo159「河川管理者(広域)」は、No156,157等の「広域」と同じく、大阪府知事を指します。</p>
28	国土交通省	<p>エクセルファイル「08(参考)特別区／大阪府・事務分担(案)」9. 都市基盤整備」シートNo.163が河川法第9条第2項及び同法施行令第2条に基づき行う事務である場合、事務の対象に道頓堀川、東横堀川が記載されていないところ、両河川では河川法第9条第2項及び同法施行令第2条に基づく清掃等を実施できないのか。  また河川法第9条第2項及び同法施行令第2条に基づき行う事務でない場合、木津川等の対象9河川では河川法第9条第2項及び同法施行令第2条に基づく清掃等を実施できないのか。</p>	<p>・No.163に記載された対象9河川の水面清掃業務は、現在の河川管理者である大阪府が河川法第9条第2項及び同法施行令第2条に基づき、担うこととなります。</p> <p>・道頓堀川及び東横堀川については、大阪市が河川管理者として従来から維持管理を行ってきており、その経過を踏まえ、特別区において河川法第16条の3の協議により実施可能な事務を行う河川として整理しており、水面清掃も特別区が同条に基づき実施することとしています。</p> <p>(・なお、意見・質問No.31への回答のとおり、平成30年2月の事前相談の際に、本件については貴局と調整済みのものと認識しております。)</p>
29	国土交通省	<p>エクセルファイル「08(参考)特別区／大阪府・事務分担(案)」9. 都市基盤整備」シートNo.168が河川法第9条第2項及び同法施行令第2条に基づき行う事務である場合、特別区(各区)が行う根拠は何か。  また河川法第9条第2項及び同法施行令第2条に基づき行う事務でない場合、道頓堀川及び東横堀川では河川法第9条第2項又は第5項及び同法施行令第2条に基づく清掃等を実施できないのか。</p>	<p>・道頓堀川及び東横堀川については、大阪市が河川管理者として従来から維持管理を行ってきており、その経過を踏まえ、特別区において河川法第16条の3の協議により実施可能な事務を行う河川として整理しており、水面清掃も特別区が同条に基づき実施することとしています。</p> <p>・なお、特別区は、都道府県及び政令市でないため、河川法第9条第2項・同法施行令第2条 及び 河川法第9条第5項・同法施行令第2条による、一級河川の管理の権限がありません。</p> <p>(・なお、意見・質問No.31への回答のとおり、平成30年2月の事前相談の際に、本件については貴局と調整済みのものと認識しております。)</p>

No.	省庁名	意見・質問	回答
30	国土交通省	エクセルファイル「08(参考)特別区／大阪府・事務分担(案)」「9. 都市基盤整備」シートNo.170が準用河川の指定及び管理に関する事務取扱要領に基づき行う事務である場合、H列の「大都市特例等」で「都道府県」としているが、その根拠は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.170(準用河川の河川区域についての明示事務)は、「準用河川の指定及び管理に関する事務取扱要領」に基づき行う事務ではなく、国有財産法第9条第3項及び同施行令第6条第2項第1号に基づき都道府県の権限となっている事務です。</li> <li>・当該事務は、現在は「大阪府土木行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」により、大阪市で実施しているものであり、特別区設置後においては、特別区が準用河川の管理を行うことから、同条例の改正により特別区で当該明示事務を実施することとなります。</li> </ul>
31	国土交通省	エクセルファイル「05協定書別表1の5②(事務局案)」において、「河川事業(特別区)」が河川法第16条の3に基づき行う事務である場合、「小規模維持補修や利活用促進、親水整備などを行う事務」が、河川法第16条の3に該当する根拠は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年12月13日の貴局との調整(水政課、河川計画課等)において、「一般市町村や特別区が実施できる事務は河川法第16条の3に基づくものが基本である」との御指摘を受け、平成30年2月2日の貴局(同)との再調整において、特別区の手務は河川法16条の3の協議により実施可能なものに変更した河川事業の事務分担案(大阪府／特別区)をご確認いただき、了承を得ております。</li> <li>・その際、特別区が活用する交付金事業についても、社会資本整備総合交付金交付要綱において、特別区が河川法第16条の3に基づき、当該事業の補助金申請等が実施できる都市基盤河川改修事業及び統合河川環境整備事業を想定していることをご説明し、確認いただいております。</li> <li>・特別区で行う河川の利活用促進は、河川法第16条の3で行うものではなく、河川管理者(大阪府)が指定した都市・地域再生等利用区域内で、河川管理者の許可(河川法24条)を得て行う、基礎自治体による河川空間の活用促進等に関わる事務を指します。</li> </ul>
32	国土交通省	照会案について特段の意見はございませんが、指定区間外の国道について、特別区が管理を行う初の事例となることも踏まえ、従前の大阪市による管理水準と同水準の管理を行えるように、各種体制等を整えていただくよう、申し入れます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府と特別区における道路の分担については、現状の道路種別(国道、府道、市道)ではなく、現状の機能を踏まえ、大阪府が担う道路と、特別区が担う道路に分ける整理を行っており、特別区は住民生活に身近な道路を管理することとしています。</li> <li>・協定書(案)においては、事務の移管に応じて職員も移管し、必要な体制を整備することとしており、政令指定都市として事務を実施している大阪市の専門性やノウハウが適切に継承されるものと考えています。</li> <li>・指定区間外の国道を含め、特別区が所管することとなる道路について、特別区においても従前の大阪市による管理水準と同水準の管理を行えるよう、特別区設置準備期間中に本庁及び現場事務所の業務執行体制の整備について検討して参ります。</li> </ul>

No.	省庁名	意見・質問	回答
33	環境省	<p>意見① 別添1中、「03協定書別表1の1から1の4(事務局案)」のシート「別表第1-3」において、現状大阪市が担っている事務のうち新設する特別区が担うこととする事務として、土壤汚染対策法及び同法施行規則に基づく事務が列挙されていますが、同法第27条の2から27条の4まで(汚染土壌処理業の譲渡等の承認)等、漏れがあると思われます。 この表が、事務を網羅的に記載しなければならない性質の表であれば、再度精査いただけますと幸いです。</p> <p>御参考まで、当方で確認した限りで、表に追記すべきと考えられる事務は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則第25条5号 (法第4条の土地の形質の変更の届出の例外となる行為に関し、基準に適合するものと認める土地の指定)</li> <li>・施行規則第43条から第46条まで (要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為に関し、帯水層の位置等の確認)</li> <li>・施行規則第50条 (形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為に関し、帯水層の位置の確認)</li> <li>・施行規則第59条の2及び第59条の3 (搬入土に関する区域指定後一年ごとの届出)</li> </ul>	<p>●ご指摘の点につきましては、準用規定等に包含されるものと考えていましたが、ご指摘を踏まえて次のとおり当該法(土壤汚染対策法)の条項及び事務内容について、「別表第1-3」に追記いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法第27条の2 第1項：汚染土壌処理業の許可の譲渡及び譲受の申請の受理及び当該承認</li> <li>法第27条の3 第1項：汚染土壌処理業の許可の合併及び分割の申請の受理及び当該承認</li> <li>法第27条の4 第1項：汚染土壌処理業の許可の相続の申請の受理及び当該承認</li> <li>施行規則第25条第1項第5号：法第4条の土地の形質の変更の届出の例外となる行為に関し、基準に適合するものと認める土地の指定</li> <li>施行規則第43条、第44条：帯水層の深さ等の確認の申請の受理及び確認</li> <li>施行規則第45条：土地の形質の変更にかかる確認の申請の受理及び確認</li> <li>施行規則第46条第3項：土地の形質の変更の施行方法にかかる確認の申請の受理及び確認</li> <li>施行規則第50条：形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為に関する帯水層の位置の確認</li> <li>施行規則第59条の2第1項第3号イ及び規則第59条3第1項：搬入土に関する区域指定後一年ごとの届出の受理</li> </ul>